

沖縄県公共交通活性化推進協議会
規約の改正（案）について

沖縄県公共交通活性化推進協議会 協議会

令和 7 年 8 月 12 日

改正	現行	改正理由																																														
～省略～ 別表1 沖縄県公共交通活性化推進協議会 ○委員名簿(21名) <table><tr><td>所 属</td><td>役 職</td><td>氏 名</td></tr><tr><td>琉 球 大 学</td><td>名誉教授</td><td>池 田 孝 之</td></tr><tr><td>琉 球 大 学</td><td>教授</td><td>神 谷 大 介</td></tr><tr><td>公共交通利用者</td><td>NPO法人 バリアフリーネット ワーク会議 理事長</td><td>親 川 修</td></tr><tr><td colspan="3">～以 下 省 略～</td></tr></table> 別表2 沖縄県公共交通活性化推進協議会 ○幹事会名簿(21名) <table><tr><td>所 属</td><td>役 職</td></tr><tr><td colspan="2">～省 略～</td></tr><tr><td>(一社)沖縄県バス協会</td><td>常務理事</td></tr><tr><td colspan="2">～以 下 省 略～</td></tr></table>	所 属	役 職	氏 名	琉 球 大 学	名誉教授	池 田 孝 之	琉 球 大 学	教授	神 谷 大 介	公共交通利用者	NPO法人 バリアフリーネット ワーク会議 理事長	親 川 修	～以 下 省 略～			所 属	役 職	～省 略～		(一社)沖縄県バス協会	常務理事	～以 下 省 略～		～省略～ 別表1 沖縄県公共交通活性化推進協議会 ○委員名簿(21名) <table><tr><td>所 属</td><td>役 職</td><td>氏 名</td></tr><tr><td>琉 球 大 学</td><td>名誉教授</td><td>池 田 孝 之</td></tr><tr><td>琉 球 大 学</td><td>准教授</td><td>神 谷 大 介</td></tr><tr><td>公共交通利用者</td><td>NPO法人 バリアフリーネット ワーク会議 理事長</td><td>親 川 修</td></tr><tr><td colspan="3">～以 下 省 略～</td></tr></table> 別表2 沖縄県公共交通活性化推進協議会 ○幹事会名簿(21名) <table><tr><td>所 属</td><td>役 職</td></tr><tr><td colspan="2">～省 略～</td></tr><tr><td>(一社)沖縄県バス協会</td><td>専務理事</td></tr><tr><td colspan="2">～以 下 省 略～</td></tr></table>	所 属	役 職	氏 名	琉 球 大 学	名誉教授	池 田 孝 之	琉 球 大 学	准教授	神 谷 大 介	公共交通利用者	NPO法人 バリアフリーネット ワーク会議 理事長	親 川 修	～以 下 省 略～			所 属	役 職	～省 略～		(一社)沖縄県バス協会	専務理事	～以 下 省 略～		別表1の役職 の修正 別表2の役職 の修正
所 属	役 職	氏 名																																														
琉 球 大 学	名誉教授	池 田 孝 之																																														
琉 球 大 学	教授	神 谷 大 介																																														
公共交通利用者	NPO法人 バリアフリーネット ワーク会議 理事長	親 川 修																																														
～以 下 省 略～																																																
所 属	役 職																																															
～省 略～																																																
(一社)沖縄県バス協会	常務理事																																															
～以 下 省 略～																																																
所 属	役 職	氏 名																																														
琉 球 大 学	名誉教授	池 田 孝 之																																														
琉 球 大 学	准教授	神 谷 大 介																																														
公共交通利用者	NPO法人 バリアフリーネット ワーク会議 理事長	親 川 修																																														
～以 下 省 略～																																																
所 属	役 職																																															
～省 略～																																																
(一社)沖縄県バス協会	専務理事																																															
～以 下 省 略～																																																

(附則) この規約は令和7年3月26日から施行する。 <u>(附則)</u> <u>この規約は令和7年8月12日から施行する。</u>	(附則) この規約は令和7年3月26日から施行する。	施行日の追加
---	---------------------------------------	---------------

沖縄県公共交通活性化推進協議会規約（案）

（設置）

第1条 沖縄本島内の公共交通の活性化及び再生を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第6条に基づく沖縄県公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号に置く。

（協議事項）

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の事項について検討及び協議する。

- （1）基幹バスを中心としたバス網再構築計画に関する事。
- （2）活性化法第5条に基づく沖縄県公共交通総合連携計画に関する事。
- （3）その他公共交通の活性化及び再生に関する事。

（組織）

第4条 協議会は別表1に掲げる委員をもって組織する。

（協議会）

第5条 会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を招集し、会務を統括する。
- 3 会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 4 会長が必要と認めるときには、委員以外の者に協議会への出席を求めることができる。
- 5 協議会の議決方式は、会議出席委員の総意で決定することとする。
- 6 会長は、やむを得ない理由により協議会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決とすることができる。
- 7 前項の規定により議決を行った場合、会長が次の協議会において報告をしなければならない。

（協議結果の尊重義務）

第6条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第7条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置

き、その構成は別表2のとおりとする。

- 2 幹事会には幹事長を置き、幹事長は沖縄県企画部企画振興統括監があたる。
- 3 幹事長は幹事会を招集し、会務を統括する。
- 4 幹事長に事故がある時は、幹事長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 5 幹事長が必要と認めるときには、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、協議会に付すべき事項についてあらかじめ審議し調整を図る。
- 7 幹事長は、やむを得ない理由により幹事会を開くことができない場合においては、協議会に提案する事項を記載した書面を幹事に送付し、その意見を徴した結果をもって協議会に提案する事項とすることができる。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、沖縄県企画部交通政策課に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に必要な事務を行う。

（経費の負担）

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

（監査員）

第10条 協議会に監査員を2名置く。

- 2 監査員は、委員の中から会長が任命する。
- 3 監査員は協議会の会計監査を行い、その結果を協議会において報告する。

（財務に関する事項）

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（設置期限）

第13条 協議会の設置期限は、2028年3月31日までとする。

（雑則）

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(附則)

この規約は平成19年8月22日から施行する。

(附則)

この規約は平成20年4月23日から施行する。

(附則)

この規約は平成21年2月5日から施行する。

(附則)

この規約は平成22年3月26日から施行する。

(附則)

この規約は平成24年3月16日から施行する。

(附則)

この規約は平成24年8月29日から施行する。

(附則)

この規約は平成26年9月3日から施行する。

(附則)

この規約は平成27年3月27日から施行する。

(附則)

この規約は平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は令和3年3月30日から施行する。

(附則)

この規約は令和4年3月29日から施行する。

(附則)

この規約は令和4年8月30日から施行する。

(附則)

この規約は令和5年3月28日から施行する。

(附則)

この規約は令和6年9月10日から施行する。

(附則)

この規約は令和7年3月26日から施行する。

(附則)

この規約は令和7年8月12日から施行する。

別表1

沖縄県公共交通活性化推進協議会

○委員名簿(21名)

所 属	役 職	氏 名
琉 球 大 学	名誉教授	池 田 孝 之
琉 球 大 学	教授	神 谷 大 介
公 共 交 通 利 用 者	NPO法人 バリアフリーネットワーク会議 理事長	親 川 修
公 共 交 通 利 用 者	オフィス遊 代表、フリーアウンサー	幸 地 優 子
沖縄県商工会議所連合会	常任幹事	
(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	会長	
沖縄都市モノレール(株)	代表取締役社長	
那 覇 バ ス (株)	取締役副社長	
(株) 琉 球 バ ス 交 通	代表取締役	
沖 縄 バ ス (株)	常務取締役	
東 陽 バ ス (株)	代表取締役	
内閣府 沖縄総合事務局	運輸部長	
〃	開発建設部長	
沖 縄 県	企画部長	
〃	土木建築部長	
沖 縄 県 警 察	交通部長	
那 覇 市	副市長	
浦 添 市	副市長	
宜 野 湾 市	副市長	
沖 縄 市	副市長	
北 中 城 村	副村長	

沖縄県公共交通活性化推進協議会

○幹事会名簿(23名)

所 属	役 職
沖縄県商工会議所連合会	事務局長
(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	事務局長
(一社)沖縄県バス協会	常務理事
沖縄都市モノレール(株)	常務取締役
那覇バス(株)	常務取締役
(株)琉球バス交通	常務取締役
沖縄バス(株)	取締役運輸部長
東陽バス(株)	運輸部長
内閣府 沖縄総合事務局	運輸部 企画室長
〃	運輸部 陸上交通課長
〃	開発建設部 道路建設課長
〃	開発建設部 道路管理課長
沖縄県	企画部 企画振興統括監
〃	企画部 交通政策課長
〃	土木建築部 都市計画・モルール課長
〃	土木建築部 道路街路課長
〃	土木建築部 道路管理課長
沖縄県警察	交通部 交通規制課長
那覇市	都市みらい部長
浦添市	都市建設部長
宜野湾市	建設部長
沖縄市	建設部長
北中城村	企画振興課長